

資料編

1 感染症法の対象となる感染症の定義・類型	50
2 感染症法の対象疾病	51
3 感染症法の主な措置の適用表	52
4 感染症の発生等に関する情報の収集及び公表	53
5 全数把握対象疾病と道内の発生状況	54
6 感染症診査協議会設置状況	56
7 感染症指定医療機関一覧	57
8 北海道における新たな感染症危機への対応の方向性(概要版)	58

1 感染症法の対象となる感染症の定義・類型

令和5年12月31日時点

感染症類型	感染症名等	分類の考え方	実施できる措置等	医療体制	医療費公費負担
一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱		・対人：入院等 ・対物：消毒等の措置 ・交通制限等の措置が可能	第1種感染症指定医療機関 〔都道府県知事が指定〕 〔各都道府県に1か所〕 市立札幌病院（2床） （感染症病床）	医療保険を適用
二類感染症	急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（H5N1） 鳥インフルエンザ（H7N9）	・ヒトからヒトに伝染する ・その感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断	・対人：入院等 ・対物：消毒等の措置	第2種感染症指定医療機関 〔都道府県知事が指定〕 〔2次医療圏に1か所〕 21医療圏24医療機関92床 （感染症病床） ※結核については、結核指定医療機関の結核病床で対応（8医療機関141床）	自己負担分を公費負担（自己負担なし） 負担割合 国3/4 道1/4
三類感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス		・対人：就業制限 ・対物：消毒等の措置		
四類感染症	E型肝炎 A型肝炎 黄熱 Q熱 狂犬病 炭疽 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く） ポツリヌス症 マラリア 野兔病 その他政令で定める感染症	・動物を介してヒトに感染	・動物の措置を含む消毒等の措置	一般の医療機関	公費負担なし（医療保険を適用）
五類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く） クリプトスポリジウム症 後天性免疫不全症候群 性器クラミジア感染症 梅毒 麻しん メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 その他の厚生労働省令で定める感染症（COVID-19を含む）	・その他国民の健康に影響	・国民や医療関係者への情報提供		
新興感染症	新型インフルエンザ等感染症	・新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザ又はコロナウイルス感染症 ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの	・対人：入院等 ・対物：消毒等の措置 ・政令により一類感染症相当の措置も可能 ・感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請等	・感染発生早期 感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応 ・流行初期（公表後3ヶ月程度） 感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置付き協定締結医療機関を中心に対応	医療保険を適用 自己負担分を公費負担（自己負担なし） 負担割合 国3/4 道1/4
	指定感染症	・既知の感染症で一～三類感染症と同様の危険性	・一～三類感染症に準じた対人、対物措置（1年間に限定）	・流行初期以降（公表後6ヶ月を目途） 上記機関に加え、公的医療機関等を中心とした協定締結医療機関で対応を開始し、順次、全ての協定締結医療機関で対応	政令の規定に準じる
	新感染症	・ヒトからヒトに伝染する未知の感染症 ・危険性が極めて高い	[当初] 厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言 [要件指定後] 一類感染症に準じた対応	特定感染症指定医療機関 国が指定 〔全国に4か所〕	全額公費負担（医療保険の適用なし） 負担割合 国3/4 道1/4

2 感染症法の対象疾病

1 医師の届出対象疾病（法第12条、第14条）

一 類 (7)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二 類 (7)	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
三 類 (5)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四 類 (44)	(法) E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病 (政令) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、エキノコックス症、エムボックス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキーマウンテン紅斑熱
五 類	<p>(全数報告) (24)</p> <p>アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症</p> <p>(定点報告) (26)</p> <p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19に限る）、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）</p>
新型インフルエンザ等 (4)	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19を除く）、再興型コロナウイルス感染症

2 獣医師の届出対象疾病（法第13条）

疾 病	動 物
エボラ出血熱	サル
マールブルグ病	サル
ペスト	プレーリードッグ
重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン
細菌性赤痢	サル
ウエストナイル熱	鳥類に属する動物
エキノコックス症	犬
結核	サル
鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）又は新型インフルエンザ等感染症（法第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く）	鳥類に属する動物
中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）	ヒトコブラクダ

3 感染症法の主な措置の適用表

区 分	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
疾病名の規定方法 (法第6条)	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律
疑似症患者への適用 (法第8条第1項・第2項)	○	○ (政令で定める感染症)	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用 (法第8条第3項)	○	×	×	×	×	○
医師の届出 (法第12条)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに/7日以内)	○ (直ちに)
獣医師の届出 (法第13条)	○	○	○	○	×	○
積極的疫学調査の実施 (法第15条)	○	○	○	○	○	○
健康診断受診の勧告・実施 (法第17条)	○	○	○	×	×	○
就業制限 (法第18条)	○	○	○	×	×	○
入院の勧告・措置、移送 (法第19条～第21条、第26条 ※1)	○	○	×	×	×	○
検体の収去・採取等 (法第26条の3・第26条の4)	○	○	×	×	×	○
汚染された場所の消毒 (法第27条)	○	○	○	○	×	○
ねずみ・昆虫等の駆除 (法第28条、第44条の4※2)	○	○	○	○	×	○ (政令で定められた場合)
汚染された物件の廃棄等 (法第29条)	○	○	○	○	×	○
死体の移動制限 (法第30条)	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限 (法第31条、第44条の4※2)	○	○	○	×	×	○ (政令で定められた場合)
建物の立入制限・封鎖 (法第32条、第44条の4※2)	○	×	×	×	×	○ (政令で定められた場合)
交通の制限 (法第33条、第44条の4※2)	○	×	×	×	×	○ (政令で定められた場合)
外出の自粛要請 (法第44条の3)	×	×	×	×	×	○
動物の輸入禁止・輸入検疫 (法第54条・第55条)	○	○	○	○	×	○

※1 第26条の準用により、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症についても一類感染症と同様の措置を適用

※2 第44条の4の規定により、新型インフルエンザ等感染症についても、政令で定める内容に準じて一類感染症と同様の措置を適用(2年以内の政令で定める期間に限る)

4 感染症の発生等に関する情報の収集及び公表

1 感染症情報の収集

(1) 全数把握（法第12条）

- 医師から保健所長を経由して都道府県知事等に届出
 - ・ 一～四類感染症又は省令第4条第4項で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症については、直ちに氏名、年齢、性別等を届出
 - ・ 省令第4条第5項で定める五類感染症については、7日以内に届出。氏名等の個人を識別できる情報は除外
- 届出を受けた都道府県知事等は、その内容を厚生労働大臣に報告
- 届出の対象となる者は以下の表のとおり

一 類 感 染 症	患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者
二 類 感 染 症	患者、政令で定める感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者
三 類 感 染 症	患者又は無症状病原体保有者
四 類 感 染 症	患者又は無症状病原体保有者
五 類 感 染 症	患者又は無症状病原体保有者（厚生労働省令で定めるものに限る。）
新型インフルエンザ等感染症	患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者

(2) 動物由来感染症の全数把握（法第13条）

- 獣医師から保健所長を経由して都道府県知事等に届出
 - ・ 疾病にかかった動物の所有者等を届出
- 届出を受けた都道府県知事等は、その内容を厚生労働大臣に報告
- 届出の対象となる動物は、エボラ出血熱等にかかったサル等

(3) 定点把握（法第14条）

- 都道府県知事は、開設者の同意を得て指定届出機関を指定
- 指定届出機関の管理者は、都道府県知事等に届出
 - ・ 年齢、性別等を届出。氏名等の個人を識別できる情報を除く。
- 届出の対象となる者は五類感染症の患者（厚生労働省令で定めるもの）

(4) 積極的疫学調査（法第15条）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症について、都道府県知事等が、その発生の状況、原因等を明らかにする場合に、当該感染症の患者等への質問、必要な調査を行う。
- 緊急の必要がある場合には、厚生労働大臣が直接、関係者に対し、質問・必要な調査をさせることができる。

2 感染症情報の公表（法第16条）

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、以上により収集した感染症情報を分析し、予防のための情報を公表する。

（注）公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

5 全数把握対象疾病と道内の発生状況

令和5年12月31日時点

感染症 類型	疾病名	年毎の発生件数											届出			時点	内容							
		平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	患者	疑似症	無症 保持 有病者 原体			時期						
1	エボラ出血熱																							
1	痘ぞう																							
1	南米出血熱																							
1	バスタ																							
1	マールブルグ病																							
1	マザル熱																							
2	急性灰白髄炎																							
2	結核	794	798	805	747	692	683	668	637	614	531	499												
2	ジフテリア																							
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)																							
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコ ロナウイルスであるものに限る。)																							
2	鳥インフルエンザ(H5N1)																							
2	鳥インフルエンザ(H7N9)																							
3	コレラ																							
3	細菌性赤痢																							
3	腸管出血性大腸菌感染症	1	204	199	148	244	193	280	160	241	168	136	2											
3	腸チフス	207	204	199	148	244	193	280	160	241	168	136	2											
3	パルチフス	1				1	2	2																
4	E型肝炎	26	19	41	107	70	85	69	83	61	44	60												
4	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)	4	5	3	7	5	8	6	4	2	3	2												
4	A型肝炎	18	26	23	27	23	20	29	24	30	23	13												
4	エキノコックス症																							
4	エムボックス																							
4	真熱																							
4	オウム病																							
4	オムズク出血熱																							
4	回帰熱	1	1	4	5	5	6	7	15	10	25	23												
4	キャサズル森林病																							
4	Q熱	1																						
4	狂犬病																							
4	クジラオイズム症																							
4	ジカウイルス感染症																							
4	重症熱性血小版減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウ イルスであるものに限る。)																							
4	腎症候群出血熱																							
4	西部ウマ脳炎																							
4	女子マダラ脳炎				1	2	1																	
4	炭疽																							
4	チクングニア熱																							
4	つつが虫病																							
4	チング熱	4	3	9	2	3	2	11			0	1	3											
4	東部ウマ脳炎																							
4	鳥インフルエンザ(H5N1)及びH7N9を除く。)																							
4	ニバウイルス感染症																							
4	日本紅斑熱																							
4	日本脳炎																							

6 感染症診査協議会設置状況

(令和5年12月31日現在)

二次医療圏	名 称	設置保健所
南 渡 島	渡島保健所感染症診査協議会	渡 島
	市立函館保健所感染症診査協議会	市立函館
南 檜 山	江差保健所感染症診査協議会	江 差
北渡島檜山	八雲保健所感染症診査協議会	八 雲
札 幌	江別保健所及び千歳保健所感染症診査協議会	江 別
	札幌市感染症診査協議会	札 幌 市
後 志	倶知安保健所及び岩内保健所感染症診査協議会	倶 知 安
	小樽市感染症の診査に関する協議会	小 樽 市
南 空 知	岩見沢保健所感染症診査協議会	岩 見 沢
中 空 知	滝川保健所感染症診査協議会	滝 川
北 空 知	深川保健所感染症診査協議会	深 川
西 胆 振	室蘭保健所感染症診査協議会	室 蘭
東 胆 振	苫小牧保健所感染症診査協議会	苫 小 牧
日 高	浦河保健所及び静内保健所感染症診査協議会	浦 河
上 川 中 部	旭川市感染症診査協議会	旭 川 市
	上川保健所感染症診査協議会	上 川
上 川 北 部	名寄保健所感染症診査協議会	名 寄
富 良 野	富良野保健所感染症診査協議会	富 良 野
留 萌	留萌保健所感染症診査協議会	留 萌
宗 谷	稚内保健所感染症診査協議会	稚 内
北 網	北見保健所及び網走保健所感染症診査協議会	北 見
遠 紋	紋別保健所感染症診査協議会	紋 別
十 勝	帯広保健所感染症診査協議会	帯 広
釧 路	釧路保健所感染症診査協議会	釧 路
根 室	根室保健所及び中標津保健所感染症診査協議会	根 室

※ 感染症診査協議会

1 設 置

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条第1項の規定に基づき各保健所に設置

2 役 割

知事・保健所設置市長の諮問に応じ、就業制限の通知、入院勧告、入院の期間の延長及び医療費の公費負担に関する必要な事項を審議する。

7 感染症指定医療機関一覧

(令和5年12月31日現在)

1 第一種感染症指定医療機関

区	域	医療機関名	感染症病床数	
			基準病床	設置病床
1	北海道	市立札幌病院	2	2

2 第二種感染症指定医療機関

	医療圏		医療機関名	感染症病床数		結核病床		
	三次	二次		基準病床	設置病床	医療機関	二次圏域	三次圏域
1	道南	南渡島	市立函館病院	6	6	10	10	10
2		南檜山	北海道立江差病院	4	4			
3		北渡島檜山	八雲総合病院	4	4			
			医療圏計	14	14			
4	道央	札幌	市立札幌病院	10	6		67	101
			国立病院機構北海道医療センター			21		
			JCHO北海道病院			46		
5		後志	小樽市立病院	4	2	4	4	
6			倶知安厚生病院		2			
7		南空知	岩見沢市立総合病院	4	4			
8			中空知	砂川市立病院	4	4	6	6
9		北空知	深川市立病院	4	4			
10		西胆振	市立室蘭総合病院	4	4	24	24	
11		東胆振	苫小牧市立病院	4	4			
12		日高	浦河赤十字病院	4	4			
			医療圏計	38	34			
13	道北	上川中部	市立旭川病院	6	6		20	20
			国立病院機構旭川医療センター			20		
14		上川北部	名寄市立総合病院	4	4			
15		富良野	北海道社会事業協会富良野病院	4	4			
16		留萌	留萌市立病院	4	4			
17	宗谷	市立稚内病院	4	4				
		医療圏計	22	22				
18	オホーツク	北網	北見赤十字病院	4	2			0
19			網走厚生病院		2			
20		遠紋	広域紋別病院	4	2			
21			遠軽厚生病院		2			
		医療圏計	8	8				
22	十勝	十勝	帯広厚生病院	6	6		0	0
			医療圏計	6	6			
23	釧路・根室	釧路	市立釧路総合病院	4	4	10	10	10
24		根室	市立根室病院	4	4			
			医療圏計	8	8			
	6圏域	21圏域		96	92	141	141	141

※1 第一種感染症病床は、都道府県ごとに1箇所、2床を整備することとしている。

※2 第二種感染症病床は、原則、二次医療圏域ごとに設置することとしている。

※3 第二種感染症病床の二次医療圏域ごとの基準病床数は、国が定めた配置基準(人口規模に応じて2~10床)により算定

※4 結核病床の基準病床数は、国通知に基づき、道全体として46床と算定

※5 感染症法の一部改正により、平成19年4月1日から、「結核患者を収容する施設を有する病院」は、第二種感染症指定医療機関となった。

※6 医療措置協定を締結した医療機関等については、感染症法に基づき、道のホームページにおいて、随時、最新の情報を公表する。

北海道における新たな感染症危機への対応の方向性 概要版

1 基本的な考え方

- 道では、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症への対応について、有識者をはじめ、道民や市町村、関係団体など、幅広く意見を伺ってきました。
- こうした様々な意見を踏まえ、平時からの備えや初動対応、特措法に基づく措置など、課題等を認識した上で、新たな感染症危機への対応の方向性を整理したので、今後は北海道感染症予防計画等へ反映するなど、必要な対応を図っていく。

2 検証及び対応の方向性

< 検証の実施 >

○ 有識者や専門家の意見を聴取

- ✓ 北海道感染症対策有識者会議
- ✓ 北海道新興・再興感染症等対策専門会議

○ 道民意識調査及び市町村等アンケート調査

- ✓ 道民意識調査
(1,500名を150地点から無作為抽出)
- ✓ 市町村及び関係団体アンケート調査
(179市町村、65団体（医療福祉、教育、経済分野等）)

○ 地域の医療機関や福祉施設、事業者へのヒアリング調査

- ✓ 医療機関、福祉施設、事業所等（45市町村61ヶ所）

3 具体的な取組へ

予 北海道感染症予防計画や保健所における健康危機対処計画等への反映

医療提供体制の確保や自宅療養者への支援などに加え、道の体制整備や保健所における業務体制等の見直し、人材育成などについて、計画に反映

行 新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた北海道行動計画の策定

国は特措法に基づく政府行動計画の見直しを令和6年夏頃に予定しており、こうした国の動きも注視しながら、北海道行動計画の策定に向け、準備を進める

国 国への要請

新たな感染症の発生・まん延時ににおける必要な措置やそれに伴う道民・事業者への影響など、今後、状況に応じて、知事会とも連携しながら国への要請を実施

< 対応の方向性 >

○ 感染対策への対応や保健医療提供体制の確保、経済・雇用への支援など、**3分野29項目について、取組実績及び課題と今後の対応方向を整理**

- ・保健医療分野 ～ 9項目
- ・社会経済活動分野 ～ 15項目
- ・行政の対応分野 ～ 5項目

○ 今後、起こりうる新たな感染症危機への備えに活かしていくため、**平時、初動、有事の各段階における道の体制や移行基準などの方向性を併せて整理**

反映

個別事項に関する対応方向

- 予** 北海道感染症予防計画への反映を予定するもの
- 行** 政府行動計画を踏まえ北海道行動計画への反映が見込まれるもの
- 国** 新たな感染症の発生・まん延時、状況に応じて国への要請を行うもの

<保健医療>

医療提供体制

- (1) **入院医療体制の確保** **予** **行** 医療機関と病床確保等について、協定締結を協議。
- (2) **診療検査医療機関(発熱外来)の確保** **予** **行** 医療機関と発熱外来の対応等について、協定締結を協議。
- (3) **検査体制の整備** **予** **行** 医療機関や民間検査機関と検査対応等について、協定締結を協議。
- (4) **“(無料)検査事業等)** **国** 国において安価かつ容易に検査キット等を購入できる体制を構築。
- (5) **相談体制の充実** **予** **行** 外部委託等を含め、的確に対応できる体制を構築。
- (6) **療養体制の整備(宿泊療養)** **予** 事業者等と宿泊療養施設の体制整備について、協定締結を協議。
- (7) **“(自宅療養)** **予** **行** 療養者の急増や急変時などに速やかに対応する体制の構築。

保健所体制

- (8) **保健所体制の構築** **予** **行** 増大する業務量に対応する人員確保の検討のほか、ICTの活用や外部委託といった業務効率化を検討。

ワクチン接種

- (9) **ワクチン接種** **予** **行** **国** 接種業務の電子化を推進するほか、複数市町村による接種体制の広域化を検討。

<社会経済活動>

道民等への要請

- (1) **道民・事業者への要請(道独自の緊急事態宣言)** **国** 国において、ウイルスの特性に応じた基準等を設定し、それを踏まえ、道として対策を検討。
- (2) **“(特措法に基づく緊急事態措置)** **行** 地域の感染状況や医療提供体制、地域経済への影響等を踏まえ、道民の生命と健康を守るとともに、道民生活や道内経済への影響が最小となるよう検討。
- (3) **“(北海道スタイル)** **行** これまでのノウハウを活かせるよう構築してきた企業等とのネットワークを維持。
- (4) **“(第三者認証制度)** **行** 平時から情報提供体制を整備するなど構築した企業等とのネットワークを維持。
- (5) **“(レベル分類等)** **行** **国** 流行株の変異に応じ、その特性について分析を行い、速やかに基準に反映させるよう国に求めていく。

事業者等への支援

- (6) **事業者への事業継続支援** **行** **国** 地域の状況を把握しながら、国に対し、中小事業者等の支援に必要な予算を確保するよう求めていく。
- (7) **労働者・雇用等への支援** **行** **国** 国に対し、各種助成金等について必要な予算の確保や柔軟な対応を求めていく。
- (8) **“(10)需要喚起策(旅行・飲食・移動)等** **行** **国** 国に対し、大きな影響が想定される事業者への影響緩和や利用者の利便性・公平性に配慮した適切な支援を求めていく。

生活困窮者への支援等

- (11) **生活困窮者への支援** **行** **国** 全国一律での機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に求めていく。
- (12) **ひとり親世帯への支援** **行** **国** 子育て世帯向けの全国一律での機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に求めていく。

差別偏見対策

- (13) **差別・偏見への対策** **予** **行** **国** 差別や偏見などの相談対応のほか相談事例の整理を行い、今後の取組に活用。

学校教育活動

- (14) **学校教育活動(一斉臨時休業要請)** **行** 子どもたちや社会活動への影響を踏まえ慎重に検討。
- (15) **“(学校での感染対策)** **行** 関係部局等と連携し、感染拡大が見込まれる際には時期を逸することのないよう、対応。

<行政の対応>

体制の整備等

- (1) **専門人材の確保・育成** **予** **行** 医療機関と医療人材派遣等について、協定締結を協議、人材育成に向け、大学等と連携し、研修・訓練の機会確保と内容の充実。
- (2) **道の体制整備** **予** **行** 平時から実践的な職員研修や訓練の実施など、柔軟で機動的に対応できる体制を整備。
- (3) **国への要請(道・全国知事会)** **国** 医療機関や事業者への支援などの効果や課題等を踏まえ、国の責任の下で実施するよう求めていく。
- (4) **情報発信** **予** **行** 民間企業等と連携し、様々な広報ツールを活用しながら、わかりやすく情報を発信。
- (5) **市町村との連携** **予** **行** 北海道感染症対策連携協議会等を活用し、平時から発生予防やまん延防止の施策について協議。

道の体制等に関する方向性

- コロナ禍で得た教訓を新たな感染症危機に活かしていくためには、平時における備えが重要。
- このため、初動・有事の際に柔軟で機動的な対応ができるよう、【今後の対応方向】で示した、平時における取組を具体化し、市町村や医療機関、関係団体と連携を図りながら、研修や訓練を重ねるなど、必要な準備を進め、初動・有事に向けた備えを強化していく。

道の体制イメージ

- 移行基準は、国の「新型コロナウイルス等（特措法第2条第1号に規定）発生時等における初動対処要領」（R5.9.1決定）に準拠

平時

備えを強化

初動・有事への備えを強化するなど
柔軟で機動的に対応できる体制（※検討中）

⇒ 本庁・振興局・出先機関における感染症対策部門の連携

計画進捗への助言

- 北海道感染症対策連携協議会
- 保健医療提供体制の計画的な準備
- 役割分担の明確化、連携の緊密化

- 感染状況に関するモニタリング
- 実践的な訓練や研修の実施
- 保健所における職員への育成や受援体制等の整備
- 病床、発熱外来等の確保（協定締結等）

移行基準

新型コロナウイルス等の国内外での
発生の疑いを把握した場合等

初動

迅速な対応

北海道感染症対策連絡本部（根拠：要綱）

地方本部

連絡本部指揮室

専門的助言

- 北海道感染症対策連携協議会
- 感染症の性状等に応じた調整や対策への助言

- 速やかな保健医療提供体制の整備に向けた調整
- 市町村や関係団体と連携した注意喚起の実施
- 国と情報共有を図りながら取組の強化等の検討・実施
- 感染予防の呼びかけ等における事業者との連携

新型コロナウイルス等が発生し、
政府対策本部が設置された場合

有事

特措法に基づく措置

北海道感染症対策本部（根拠：特措法）

地方本部

対策本部指揮室

専門的助言

- 北海道感染症対策連携協議会
- 感染症の性状等に応じた調整や対策への助言
- 北海道感染症対策有識者会議
- 道民生活や経済を含めた総合的な助言

- 感染状況に応じた保健医療提供体制の整備
- 地域の感染状況や医療提供体制などを踏まえ、特措法に基づく必要な措置の実施
- 事業者等への影響を踏まえた支援の実施

司令塔機能

北海道感染症予防計画

～ ○ ○ ○ ○ ○ ～ (調整中)

編集 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL:011-231-4111

FAX:011-206-0738

発行 令和6年3月

※ 本計画は、北海道のホームページにおいて常時閲覧できます。
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/134971.html>)